

平安京左京五条三坊十五町の邸宅名について

佐々木 英夫

1. はじめに

財団法人古代學協会では、昭和54年6月より同年9月にかけて京都市下京区烏丸通り綾小路下ルの住友海上ビル建設予定地において発掘調査を実施した。調査地は、平安京の条坊上では左京五条三坊十五町にあたる。京都市編『京都の歴史』第2巻附録の条坊復原図によると、同地は平安後期の中流貴族である高階泰仲の邸宅跡となっている。また京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査会編『烏丸小路周辺の邸宅に関する史料II』の本文及び附図においても、同地を高階泰仲邸跡と推定しているが、いずれの場合も典拠を明示していない。そこで平安後期の文献を中心に左京五条三坊十五町に関する資料を検索した結果、以下のことが判った。

まず、高階泰仲の経歴であるが、これについては不明な点が少なくない。高階一族の内でも、泰仲とほぼ同時代に活躍した高階為家と為章父子に関しては既に角田文衛博士の精細な研究¹⁾があり、同論文に付載された高階一族関係の年譜により泰仲の経歴、動向もある程度知ることができる。しかし、彼の生没年および邸宅の位置については明らかでない。

高階泰仲の生年を明示する文献は見当らないが、彼の没年については、『中右記目録』大治元年六月二十四日条に『泰仲入道入滅 八十』とある。彼の比較的早い時期の消息を追うと、承暦元年（1077）十二月十八日に行なわれた法勝寺の落慶供養の際、参列者の中に五位高階朝臣泰仲の名前を見出すことができる²⁾。他の史料³⁾では『加賀守泰仲』なる記載が認められ、既に彼が国司に任官していた事実が知られる。

承暦三年（1079）には中宮權大進に任じられており⁴⁾、永保元年（1081）の『師記』では『加賀守泰仲泉宅』なる記載⁵⁾が見え、泰仲邸が寝殿造りの邸宅であったことが推察される。

応徳三年（1086）に、泰仲は讃岐守を経験し⁶⁾、同年八月には白河法皇の鳥羽離宮造営の功で讃岐守を重任している⁷⁾。寛治二年（1088）の史料⁸⁾では四位に叙せられている⁹⁾が、これは後述するように正四位下と考えられる。次いで、寛治七年（1093）十二月の小除目で美作守となり¹⁰⁾、翌年には伊予守に転じている。さらに嘉保二年（1095）に伊予守を重任しているが¹¹⁾、これはその前日に供養された土御門京極堂造営の功によるもの¹²⁾と考えられる。

このように、高階泰仲は数ヶ国の国司を歴任しているが、任官中も主人である藤原忠実の家司としての職務を遂行しながら、京都での華やかな貴族生活を享受していたらしい。

泰仲が国司に任官していたのは、康和三年（1101）の二度目の伊予守を勤仕した時までであったようで、翌年には『前伊予守泰仲¹³⁾』、『伊予前司泰仲朝臣¹⁴⁾』等と記され、以後は国司に任じられた史料が見当らない。のちはもっぱら氏長者藤原忠実の家司としての活躍を続け、『家司泰仲朝臣¹⁵⁾』、『右大臣殿家司泰仲朝臣¹⁶⁾』、『家司正四位下高階朝臣泰仲¹⁷⁾』などと文献

には記載されている。なお、この正四位下という位階は、確認できる彼の極官である¹⁶⁾。この後、大治元年（1126）六月二十四日に83歳の天寿を全うするまで、泰仲自身に関する大きな変化は見当らず、文献の上でも目立った動きは認められない。

2. 泰仲邸の位置について

高階泰仲が、比較的若い加賀守時代に、既に『泉宅』と称される邸宅に居住していたことは前述の通りである。しかるに、泰仲邸の平安京における明確な位置を示した文献は、管見では見当らない。ただ、そのおおよその位置について、参考とすべき文献が幾つか挙げられる。例えば、以下に引用する『中右記』承徳二年九月十六日条の記事は注目に値する。

晚大殿北政所從京極殿、遷御伊与守泰仲朝臣綾小路東洞院宅、是御惣之間依御ト云々、
今夕又法王御幸鳥羽殿云々（下略）

これは、高階泰仲邸が綾小路東洞院角にあった事実を示唆している。他の文献としては『中右記』承徳二年十一月十五日条及び同年十二月二十三日条の2例が挙げられる。

一方、『殿暦』康和元年八月二十八日条に、『渡綾小路』という記載があるが、これを同日条の『摂関詔宣下類聚』によって確認すると、以下の如くである。

（前略）……次大殿并大将殿渡御伊与守泰仲朝臣東洞院四条南小路宅了……（後略）

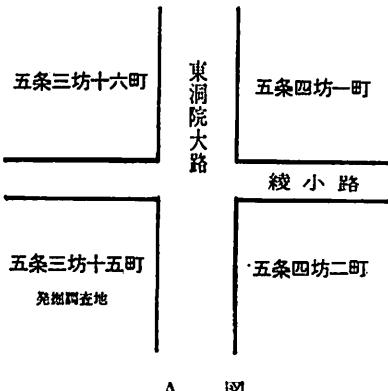
ここでいう四条南小路とは綾小路のことと考えられるから、この史料の示している泰仲朝臣宅は、前掲した『中右記』の記載内容と一致している。

管見した文献では、泰仲邸の位置を『綾小路東洞院』と記すのみで、この条件には少なくとも四町が該当する。まず、今回の発掘調査地である左京五条三坊十五町。その北側にあたる三坊十六町。発掘地の東隣の四坊二町。その北隣の四坊一町である。それらのいずれかが泰仲邸の占地であることは確実だが、具体的にどの町と確定することは困難である。

泰仲邸の規模についても、明示した文献はないが、前掲の『泉宅』という記述や、土御門京極堂、鳥羽離宮等を造営した財力、主人である藤原忠実が度々泰仲邸に入出する事実などから判断して、一町四方の邸宅であったことは認めてよからう。

泰仲邸に関する他の文献を挙げれば、『殿暦』康和四年七月二十一日条に以下の如くある。
（前略）伊予守前司高階朝臣泰仲朝臣住宅焼亡、
（行方）

この日は丁度尊勝寺供養の日であったが、泰仲邸は火事に遭い焼亡している。ただし、この史料にも泰仲邸の位置を明示する記載はない。



前掲した泰仲邸の可能性である四町のうち、北隣の二町については、平安時代中期における居住者と邸宅名が判明している。角田博士は『政事要略』卷七十により、左京五条四坊一町について、平安中期の藤原氏氏長者、貞信公忠平の邸宅であり、醍醐天皇の皇后となった藤原總子の里内裏ともなった『東五条第』に該当することを精密に論証された。同時に、三坊十六町については『西五条第』にあたる¹⁹⁾。しかし、延喜、天暦の頃の邸宅が泰仲の活躍した平安後期まで営まれていたとは考えにくいので、依然として北隣の二町についても高階泰仲邸のあった可能性を否定できない。

管見によると、高階泰仲と同時代の文献から、彼の邸宅の位置を確定することはできない。しかし、少し時代の下った史料には、泰仲邸の位置をある程度窺わせるものがある。『本朝世紀』久安二年（1146）三月十八日条の記事は以下の如く伝えている。

今日未刻。大風。五条京極殿退有失火。四条以南。五条以北。東洞院以東。川原以西併焼失。民部卿頴頼卿家。拾遺納言成通家。兵部大輔時信家。清泰家。紀伊守雅重家。少将公親家。忠意家。故主税頭重忠屋。前馬助忠正宅。故泰仲朝臣宅皆在其中。

つまり、五条京極あたりから出た火災が、折からの強風により、東洞院大路以東の左京五条四坊の全町を焼亡させた事実を記しているが、注目すべきはその焼亡範囲内に故泰仲朝臣邸が含まれていることである。前述したように、泰仲邸は康和四年七月二十一日に一度焼失しているはずだが、彼の財力等からみて極く短期間で再建されたと考えられる。とすれば、久安二年にはその新邸が再度鳥有に帰したものであろう。康和四年の罹災の後に再建された泰仲新邸は、同じ敷地内に建てられたと考えるのが自然だから、新・旧の泰仲邸はいずれにしろ左京五条四坊の地にあったといえる。つまり、前掲した蓋然性のある四町のうち、五条三坊にある十五町と十六町の二町はおのずから除外されることになろう。他方、綾小路をはさんで南北に分かれる五条四坊一町と同二町のどちらかが、高階泰仲の邸宅地ということになる。

この問題を解決する史料として、同じ『本朝世紀』久安二年三月九日条は注目してよい。

夜半。大雨雷鳴霹靂。前斎院官子内親王 燐小路北。東洞院東。居宅為雷火焼失。（下略）

ここに見える官子内親王の居宅が雷火に遭い焼失したのは、前掲した故泰仲朝臣邸が火事で焼失する僅か9日前である。しかも、その邸宅は綾小路北、東洞院東にあった。この地は左京五条四坊一町に相当し、泰仲邸の可能性がある二町のうち、北側を指している。9日前に四坊一町が焼失したのにかかわらず、同月十八日には四坊全域が焼失し、その中に故泰仲朝臣邸があったから泰仲邸は南側の左京五条四坊二町に建てられていたことになる。

官子内親王については不明な点が多い。生没年とも不詳である。白河法皇の第五皇女で天仁元年（1108）十一月八日に斎院となり清和院と号したことが『殿暦』や『中右記』に見える。ともあれ、『本朝世紀』久安二年三月九日条と同十八日条により、左京五条四坊一町は官子内親王邸、同二町は高階泰仲邸ということができる。

3. 左京五条三坊十五町の居住者名について

前章で高階泰仲邸に関しては一応の結論を得たが、発掘調査地の五条三坊十五町にあった邸宅名もしくは居住者名については、再度の検討が必要となった。そこで、『綾小路東洞院』という条件で同時代の文献を検索してゆくと『中右記』嘉承二年（1107）十二月二十一日条に、『院御所東洞院、綾小路也』という記事が見える。また、『中右記』天仁元年（1108）正明朔日条では『令參院御所給、源中納言綾小路東洞院也』との記載もある。この場合、院は白河法皇であり、源中納言とは権中納言国信と考えられる²⁰⁾。この院御所では、嘉承二年十一月十四日に失火があったが、大過はなかったよう²¹⁾、その後も法皇の院御所として使われていたことは、前掲した『中右記』天仁元年正月条からもうかがえる。

源国信邸について文献から知り得ることは、まず、東洞院大路と綾小路の角に位置している事が挙げられるし、『殿暦』、『中右記』等の記事内容から見て、康和四年以後に再建された泰仲新邸と棟を並べていたと考えられる。また、『本朝世紀』に見られた久安二年三月の火災では延焼をまぬがれた可能性が認められる。

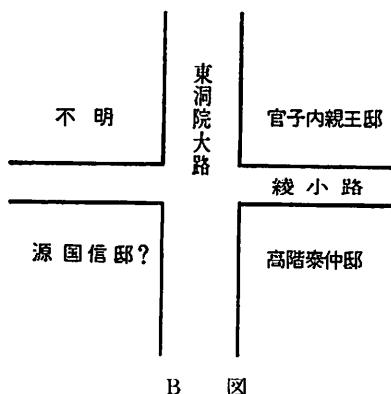
前掲した文献から判断して、国信邸の位置は東洞院大路の西側にあり、具体的には五条の三坊十五町もしくは同十六町のいずれかであろう。

ここで参考となるのが、『中右記』康和四年十一月十七日条の記事である。

（前略）今夜前斎院令入禁中給、是今上同産姉也、過斎給之後、年末御源中納言五条坊門東洞院家也（後略）

補足すれば、前斎院は令子内親王であり、中納言は国信である。国信邸は、文献により綾小路東洞院に位置していることが知られていたが、『中右記』康和四年十一月十七日条によると五条坊門東洞院にあったことになる。以上の条件を満足させる京内の地域は左京五条三坊十五

町、つまり今回の発掘調査地か、四坊二町のどちらかである。後者は、前章で推論したように高階泰仲邸と判断されるから、三坊十五町が源国信邸であった可能性が高い。敷地の面積についても、白河法皇や令子内親王が居住した事実から見て、一町四方を有していたといえよう。なお、『大日本史料』第三編十一の天永二年正月十日条に引用している仁和寺所蔵の京都古図では、国信の邸宅地として、四条北、坊城西の一町をあてている。『尊卑分脈』によると源国信は坊城中納言と号したとあるから、一時期は



京都古図にある左京四条一坊四町の地に居を構えたのであろう。

ところで、文献を検討してゆくと、国信邸について新たな疑問が生じてくる。『今鏡』や『尊卑分脈』には、源国信の妾の1人が高階泰仲の女だった事実がみえる。『尊卑分脈』によれば、国信は泰仲の女との間に国教、雅国、顯國という三人の男子をもうけている。二人の関係を踏まえながら、文献を詳細にみると、綾小路東洞院の地にそれぞれ邸宅を構えた泰仲、国信の名前が、併行して文献に見られない事実に気がつく。つまり、俗に綾小路第と称された綾小路東洞院にあった邸宅名が、康和四年ごろまでは高階泰仲邸であり、嘉承から天仁にかけての時期では源国信邸として史料に見える事実である。前掲した『本朝世紀』の記事から、泰仲邸は久安二年まで存続したことが知れるが、姻戚関係にあった国信が一時期、高階泰仲邸に居住していたと考えることは可能であろうか。その仮定にたてば、国信邸と泰仲邸は同一の邸宅であり、両者の各々の名前を冠する邸宅が、同時に文献に見当らない事実の一つの解釈となり得よう。国信邸は、五条坊門東洞院にも面していたのだから、五条四坊二町であった可能性は否定できない。

しかし、この仮説も些か無理がある。前掲の『中右記』康和四年十一月十七日条の記事によれば、前斎院令子内親王は年末源中納言の邸宅に居住していたことになる。ところが、一方の泰仲邸は同年七月二十一日条の『殿暦』によると火災に遭い焼亡している。この罹災の程度についてはにわかに判断できないが、全焼していた場合、如何に泰仲の財力をもってしても同年の十一月十七日までに寝殿造りの建物を再建することは不可能であろう。しかるに令子内親王は国信邸に年来住んでいたし、当時火事は一種の禁忌の対象であったから、禁中に入るべき前斎院の内親王が、罹災した屋敷に永らく居住していたとは考えにくい。やはり、国信邸は前述した如く、綾小路東洞院にあって、康和四年に焼亡した泰仲邸とは別の邸宅と判断される。

現時点で、平安左京五条三坊十五町の地に蓋然性のある邸宅名を想定するとすれば、源国信邸であろう。同様に四坊一町は内親王邸であり、四坊二町は高階泰仲邸であったと言うことができる。三坊十六町について藤原顯盛邸とする説もあるが²²⁾、不明な点が少なくない。

小稿をまとめるにあたり、不慣れな文献史料を操作する上で、平安博物館館長角田文衛博士、同館文献学研究室龍谷寿助教授、同藤本孝一講師に多くの御教示を賜わった。末尾ながら、記して謝意を表するものである。

註

- 1) 角田文衛『高階家二代一為家と為章一』(『平安博物館研究紀要』第4輯所収、京都、昭和45年)。
- 2) 『法勝寺供養記』承暦元年十二月十八日条。
- 3) 『承暦元年法勝寺供養記』承暦元年十二月十八日条。
- 4) 『為房卿記』承暦三年二月九日条。
- 5) 『御記』永保元年六月二日条。
- 6) 『後二条節通記』応徳三年閏二月十日条。

- 7) 『扶桑略記』應徳三年十月二十一日条。
- 8) 『寛治二年記』寛治二年三月二十三日条。『中右記』寛治二年十一月十一日条。
- 9) 『中右記』寛治七年十二月十八日条。
- 10) 『中右記』寛治八年二月九日条、同月二十三日、同月二十九日、七日七日各条。
- 11) 『中右記』嘉保二年六月十九日条。
- 12) 『中右記』嘉保二年六月十八日条。『百錦抄』同日条。
- 13) 『殿暦』康和四年正月二十六日、二月二十一日条。
- 14) 『殿暦』康和四年七月二十一日条。『永昌記』嘉承元年十二月十六日条。
- 15) 『殿暦』康和三年八月二十三日条裏書。
- 16) 『中右記』康和四年十月六日条。
- 17) 『殿暦』長治元年四月十七日条。
- 18) 訂16)に同じ。『中右記』永年元年二月二十三日条。
- 19) 角田文衛『東五条第』(『大和時報』17号掲載、奈良、昭和39年)。
- 20) 『殿暦』嘉承二年閏十月一日条。『中右記』同日条。
- 21) 『殿暦』嘉承二年十一月十四日条。『中右記』同日条。
- 22) 京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査会編『烏丸小路周辺の邸宅に関する史料Ⅱ』、京都。